

「税務調査」 いざと言うときの万全対策!!

～「交際費等」交際費と会議費の違いは金額ではない～

交際費は、税務調査では必ずと言って良いほどチェックされます。

そして、実際に問題点として指摘されることも多い項目です。交際費で主に問題になるのは、交際費処理したものの中に給与または賞与として認定すべきものがないかどうかと、交際費以外の勘定科目で損金処理したものの中に交際費等に該当するものがないか、の2点です。

①交際費の中に役員等の個人的支出がないか

調査官は、まず、交際費として処理しているものの中に、会社として支出する合理的な理由のないもの、言い換えれば役員等の個人的な支出が含まれていないかどうかを見ていきます。

もともと、交際費は、交際費等の損金不算入の規定により、損金に算入される額が制限されていますので、個人的な支出とされても、つまり、損金として認められなくてもあまり影響はないだろうと考えがちですが、個人的な支出とされた場合の影響は、多岐に渡ります。例えば、社長が個人的に友人を招待して食事に行った費用を会社の交際費として処理していた場合には、これは会社の交際費ではなく、社長の個人的支出として、社長に対する役員賞与と認定されます。

調査の結果、役員等の個人的支出であることが分かり、役員賞与と認定されますと、会社の法人税の計算上、全額損金不算入となります。さらに、役員に賞与を支払った時に源泉徴収をしなければならなかった、ということになり、源泉徴収漏れにもなります。

また、消費税の追徴が必要な場合があります。前出の例では、社長の個人的な飲食代を会社の交際費として経理した段階では、消費税の課税仕入れとして処理されているはずですが、社長への賞与ということであれば、消費税の課税仕入れにはなりません。

そこで、税務調査では必ずと言って良いほど接待の相手先の名称や当社との関係など質問されます。特に同族会社の税務調査では、お中元やお歳暮の送り先リストの提示を求められることがよくあります。やはり、贈答先の中に会社の事業と関係のない者が含まれていないかを確認するためです。当社にリストが残っていても、例えば、デパートから送っている場合には、デパートにも送り先リストの控が残っていますので、デパートに対して反面調査をすれば、すぐ分かります。

個人的な支出を安易に交際費処理することで、思わぬ税負担が生じることがありますので、交際費と個人的支出との区別を慎重に行うことが重要です。

②交際費関係資料の揃え方

前述のように、調査官は、接待または贈答の相手先や、その相手先と当社の関係などを質問してきます。これに対して、その交際費が会社の事業に関連して必要であったことを説明しなければな

りません。

そのためには、社内の交際費規定を作成して、交際費の決裁限度額をはじめとした社内承認手続を明確に定めておいた方が良いでしょう。

その社内承認の過程で、交際費支出伺い書（または起案書、稟議書）や交際費支出報告書（または精算書）等を記入し、残しておけば、これに基づいて説明することができます。

もっとも、これらは税務調査のために行うことではなく、会社として交際費のムダ遣いや不正支出を避けるための管理として必要なことでもあります。

その際、ご祝儀などのように領収書のない支出については、招待状や案内状を上述した伺い書や報告書に添付しておくなど、支出の事実を客観的に証明できるようにしておく良いでしょう。

③他の経費との区別

税務調査では、交際費以外の勘定科目で損金処理したものの中に交際費に該当するものがないかを調査されます。会議費との区別は特に調査されやすいとされていますが、他にも交際費として間違えやすい支出があります。その幾つかを整理します。

①接待に際して得意先を送迎するために要したタクシー代等

得意先を接待する際、その得意先を送迎するために要したタクシー代等は、旅費交通費として処理されますが、税務上は、接待に付随する費用として交際費等に該当します。

②法人名義（無記名式）のゴルフ会員権の年会費等…

法人名義（無記名式で入会金が会社の資産として計上されるもの）のゴルフクラブの年会費は、諸会費として処理されますが、税務上は、交際費等に該当します。

③役員などの幹部社員のための懇親会や慰労会等…

役員など社内の特定の者だけが出席する懇親会や慰労会等に要する経費は、一般的に福利厚生費として処理されますが、税務上は、交際費に該当します。

④業界団体・親睦会の諸会費等

諸会費として処理されているものであっても、例えば、業界団体、ロータリークラブ、ライオンズクラブなど親睦を目的とした会に対して支払われた会費は、接待交際費に該当します。また、会費名目であっても、団体旅行や会食などである場合には、接待交際費として取り扱われます。

出典協力：(財)大蔵財務協会

参考文献：税務調査の資料揃えと心構え